

特定非営利活動法人石西防災研究所

リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人石西防災研究所（以下「当法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、当法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、当法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、当法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(具体的リスクの回避等の措置)

第5条 役職員は、その職務を遂行するに際して具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、当法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

2 役職員は、上位者を含む他の役職員に対して業務に関する指示を仰ぐ場合や意見を求める場合には、その業務において予見される具体的リスクを明確に説明するとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置についても具申を行う。

(具体的リスク発生時の対応)

第6条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる当法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討し、リスクがあると判断される場合にはその回避等措置も併せて講ずる。

2 職員は、具体的リスクの発生を認知したら速やかに上位者に報告をするとともに、そ

の後の処理について上位者及び関係部署と協議を行い適切にこれを処理する。

3 役員は、具体的リスクの発生を認知したら速やかに関係部署に必要な連絡及び指示を行う。また、その後の処理について関係部署と協議を行い適切にこれを処理する。

4 前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒が公益通報である場合には、当該具体的リスクに対する対応については、倫理・利益相反行為・コンプライアンス及び公益通報制度に関する規定に基づく対応を優先する。

(具体的リスクの処理後の報告)

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第8条 職員は、口頭又は文書により資金分配団体、民間公益活動を行う団体その他の利害関係者からクレームや異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに上位者に報告して指示を受ける。

2 前項の報告を受けた上位者は、クレームや異議等の重要度を判断し、関係部署と協議の上、その都度適切に対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、当法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

2 職員は、対外文書の作成に当たっては必ず上位者の決裁を受けなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得した当法人及び当法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならず、第1条の目的に照らして正当な理由がある場合を除き、当法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 当法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において「緊急事態」とは、次の各号に掲げる事象によって、当法人、当法人の事業所又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1)自然災害 地震、風水害等の災害

(2)事故

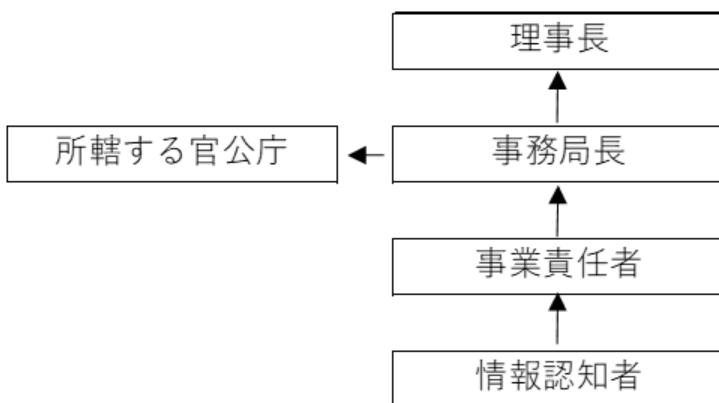
①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

- ②この法人の活動に起因する重大な事故
- ③役職員に係る重大な人身事故
- (3)各種感染症
- (4)犯罪
 - ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
 - ②当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ③内部者による背任、横領等の不祥事
- (5)機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
- (6)その他上記に準ずる当法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、次項に定めるところにより必ず通報を行う。

2 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という。）は、原則として以下の経路によって行うものとするが、直接の報告先の者が不在の場合には、その上位者に対して報告を行うこと。また、複数に対して同時に通報を行うなど、緊急事態が確実に伝わるように手段を講ずる。



3 第2項に定める経路による通報のほか、必要があるときは、総務部は関係部署にも速やかに通報する。

4 通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、早急に通報するものとし、その確証を得ることは通報後に行う。

(情報管理)

第14条 緊急事態通報を受けた事務局長は、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策チームが設置される場合、当該部署は緊急事態対策チームの指示を受け協力して対応する。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ①自身の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- ②安全確保後、必要に応じて所管する官公庁へ通報する。
- ③自身の安全が確保されている範囲で人命救助など災害被害の拡大防止に努める。

(2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・自身の生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・必要に応じて所管する官公庁へ通報を行う。
 - ・自身の安全が確保される範囲で、人命救助など事故の拡大防止を図る。
 - ・自身の安全が確保され、かつ対応が可能な範囲で環境破壊の防止にも努める。
- ②当法人の活動に起因する重大な事故
 - ・自身の生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・自身の安全が確保された範囲で、人命救助など事故の拡大を防ぐ。
 - ・必要に応じ所管する官公庁へ連絡する。
- ③役職員に係る重大な人身事故
 - ・自身の生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・自身の安全が確保されている範囲で、人命救助など被害の拡大を防止する。
 - ・必要に応じて所管する官公庁へ通報する。

(3) 各種感染症

- ・自身の生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・当法人内や他者への伝染防止に努める。
- ・法律に規定されている場合には、所管する官公庁へ連絡する。

(4) 犯罪

- ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
 - ・自身の生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・不当な要求に安易に屈せず、警察等と協力して対処する。
 - ・状況終了後、犯罪内容の検証を行い、再発防止策を実施する。
- ②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ・法律に照らし、正当な立入りである場合には、その法律に規定する範囲での協力をを行う。
 - ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・状況終了後、立入内容の検証を行い、再発防止策を実施する。
- ③内部者による背任、横領等の不祥事
 - ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・所管官公庁へ通報する。
 - ・状況終了後、発生した事案を検証し、再発防止策を実施する。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・発生した事案の内容によっては所管する官公庁へ通報する。
- ・状況終了後、発生した事案の検証を行い、再発防止策を実施する。

(6) その他上記に準ずる当法人運営上の緊急事態

- ・役職員の生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

(緊急事態対策チーム)

第16条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、理事長は必要に応じて緊急事態対策チーム（以下「対策チーム」という。）を設置する。

(対策チームの構成)

第17条 対策チームの代表は理事長とする。

2 態対策チームは、事務局長、理事等その他、理事長が必要と認める人員で構成する。

(対策会議の開催)

第18条 代表は、必要と認めるときは対策会議を招集する。招集は即時とし、直ちに出席可能な者の出席により開催する。

(対策チームの実施事項)

第19条 対策チームの実施事項は、次のとおりとする。

- (1)情報の収集、確認及び分析
- (2)初期対応の決定及び指示
- (3)原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4)対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5)当法人の内部での連絡の内容、時期及び方法の決定
- (6)対策チームから直接の指示、連絡、又は命令ができないときの代替措置の決定
- (7)対策実施上の役割分担等の決定、対策実施の指示及びその実施状況の確認
- (8)その他必要事項の決定

(役職員への指示及び命令)

第20条 対策チームは、緊急事態を解決するに当たって、必要な範囲で役職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。

2 役職員は、対策チームから指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従つて行動する義務を負う。但し、指示又は命令の内容よりも効果的な解決策がある場合には、対策チームに対して意見具申を行うことができる。

3 前項の意見具申が行われた場合には、対策チームは速やかにその内容についてチーム内で検討し、必要に応じて当初の指示又は命令の変更や修正、取り消しを行うことができる。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の対応に支障を来たさない範囲においてのみ取材に応じることができる。

2 報道機関への対応は、事務局長及び事務局長の定める担当者の職務とする。

(届出)

第22条 緊急事態のうち、所管する官公庁への通報や届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に通報や届出を行う。

2 前項に規定する届出は事務局長がこれを行う。

3 事務局長は第1項に規定する届出の内容について、予め理事長の承認を得なければな

らない。

4 事務長が不在時はその上位者が対応を行う。

(理事会への報告)

第23条 対策チームが緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。また、対策チームの解散は理事会の承認を要する。

(1)実施内容

(2)実施に至る経緯

(3)実施に要した費用

(4)懲罰の有無及びあった場合はその内容

(5)今後の対策方針

(対策チームの解散)

第24条 緊急事態が解決、かつ対策の実施が完了した場合は、理事会の承認を経て対策チームを解散する。

第4章 懲戒等

(懲戒)

第25条 次のいずれかに該当する者は、その情状により懲戒処分を行う。

(1)具体的リスクの発生に意図的に関与した者

(2)具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者

(3)具体的リスクの解決について、当法人の指示・命令に従わなかった者

(4)具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、当法人の許可なく外部に漏らした者

(5)その他、当法人の行う具体的リスクの予防、発生、解決等において不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第26条 前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。

(1)役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。

(2)職員については、就業規則に従い戒告、けん責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第27条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

第5章 雜則（緊急事態通報先一覧表）

第28条 総務部は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態発生時通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、この内容を関係者に周知徹底しなければならない。

2 一覧表は、その内容が常に最新のものとなるよう更新を行うものとする。

（一覧表の携帯等）

第29条 役職員は緊急時通報先一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、當時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

（改廃）

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則 この規程は令和5年10月6日から施行する。